

帝塚山大学心理福祉学部紀要 第4号 抜刷  
平成20年3月発行

## 地域主導の総合学習

(長岡第十小学校区「放課後子ども教室・すくすくキッズテン」から見えてくるもの)

"Integral Studies led by the Community"

— What I see through Afterschool Kids Activities in the School of Nagaoka  
Tenth Elementary School or "Sukusuku Kids Ten" —

西 村 日出男

Hideo Nishimura

# 地域主導の総合学習

(長岡第十小学校区「放課後子ども教室・すくすくキッズテン」から見えてくるもの)

西村 日出男

(キーワード)

「放課後子ども教室」、「教育のための社会」、「地域の教育力」、「新生涯教育」、「総合学習」

## はじめに

### 【社会のための教育】

「教育は国家百年の大計」と言われる。誰がいつごろ言い出したのか、筆者には定かではない。用いられている語句から文教行政的な文脈で引用されることが多いが、各界の論者がこの表現を枕に自論を展開している。この表現の意味は「国家あるいは社会の維持・発展を百年という長い将来を見据えて教育行政を計画・実施すべきである」と解釈できる。要するに、国家・社会のために教育を計画するというパラダイム（時代の常識的な考えの枠組み）である。

改正された「教育基本法」においても、「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」<sup>1)</sup>とある。ここでも「社会のための教育」のパラダイムが読み取れる。

### 【教育のための社会】

一方、ロバート・サーマン<sup>2)</sup>は、ワールド・トリビューン<sup>3)</sup>のインタビュアーから、「社会において教育はいかなる役割を果たすべきか。」と問われて、「むしろ『教育における社会の役割』(What is the role of society in education?)を問うべきです。なぜなら、教育が、人間生命の目的であると、私は見ているからです。」と答えた。

池田大作<sup>4)</sup>は、ロバート・サーマンの発言に着想を得て、2000年の「教育提言」において、「教育のための社会」を提言した。「人間生命の目的そのものであり、人格の完成つまり人間が人間らしくあるための第一義的要因であるはずの教育が、常に何ものかに従属し、何ものかの手段に貶められてきたのが、日本に限らず近代、とくに20世紀だったとはいえないでしょうか。」<sup>5)</sup>

浜田広は「日本教育新聞」において「私は随所でリーダーの立場にある大人たちが、(すべての大人がそうである。親であることによって子どもたちのリーダーであり、先輩であるだけで後

輩たちに対してリーダーである)ここで奮起一番、「教育のための社会」の一員としての自覚を高めて「教育のための社会」づくりに何らかの行動を起こすべきではないかと思う。」と述べている<sup>6)</sup>。

筆者は「教育のための社会」を、「教育すなわち人間が幸福になる営みに、社会のすべての活動ベクトルが向けられることである」と考えている。例えば、1990年代から生涯学習社会の構築が強調されるようになってきた。これは人が生涯にわたって楽しく学習活動ができるように行政が取り組み、社会を変革していくことを目指している。これは誰もが学習を生き甲斐に出来る社会と言える。苦痛<sup>7)</sup>として感じられてきた学習を、生きる楽しみそのものとするパラダイム転換である。すなわち「教育のための社会」のパラダイムである。

「放課後子ども教室」は、地域住民が子ども達に文化、スポーツ、学習、地域交流などの活動を提供する事業である。すなわち子ども達の教育のために地域社会が総包みで協力する取り組みである。これはまさに「教育のための社会」のパラダイムである。

今、教育が大きく変わろうとしている時、そのパラダイムも大きく変える必要がある。すなわち「社会のための教育」から「教育のための社会」へというパラダイム転換である。そのためには「教育」と「社会」の概念を詳細に検討しなければならないが、それは稿を改めるとして、今は措くことにする。

## 沿革と革新的な意義

2004年度から3ヵ年取り組まれてきた文部科学省の「子どもの居場所づくり(地域子ども教室推進事業)」と、厚生労働省の従前からの「放課後児童健全育成事業=学童保育」とが連携して、2007年度より「放課後子どもプラン」<sup>8)</sup>として実施されることになった。それによると「地域子ども教室」が発展的に「放課後子ども教室」として全国の各小学校区で実施される予定である。これを受けて京都府では2007年度より「京のまなび教室」として推進されている。京都府下の長岡京市でも2007年度より、長岡京市放課後子どもプラン推進計画を立てて推進している<sup>9)</sup>。筆者がコーディネーターをしている長岡第十小学校区では6月から「すくすくキッズテン」<sup>10)</sup>として準備を始め、9月から実施している。

### 【革新的な事業】

「放課後子ども教室」は、その事業の成立経過から、様々な理念やねらいが組み込まれ、結果的に三つの革新的な意味が発生してきた。その一つは、教育と福祉の融合である。もう一つは、地域と学校の融合である。さらに一つは、放課後における遊びと学習の融合である。それによって、「放課後子ども教室」は革新的な「教育のための社会」というパラダイムを推進する事業となっている。

三つの革新的な融合を含む「放課後子ども教室」は「教育基本法」の改訂に勝るとも劣らない

歴史的な意味があり、日本の近代における「第四の教育改革」を担う事業に位置づけることが出来る」と筆者は考えている<sup>11)</sup>。しかし、革新的であるがゆえに、都道府県、市町村、小学校の中には実施に戸惑いのあるところも多い。

既に実施されている「放課後子ども教室」も多いが、実に多様である。なぜならこの事業は、学校教育のように「学校教育法」「教育職員免許法」や「学習指導要領」といった法的束縛が無い。江戸時代に多様化した寺子屋に似ている。

### 【教育と福祉との融合】

今日、教育的課題として、学力ならびに学習意欲の低下、不登校、いじめ、教育内容の多様化、規範意識の低下などが挙げられる。また、福祉的課題として、少子高齢化、家庭崩壊、子ども虐待、経済格差、親の就労形態の変化、犯罪に関する加害者、被害者の低年齢化などが挙げられる。「教育」は、学習者に対する教育者の希望の営みであり、学習者の学びに応える営みである。学習は国民の権利である。「権利」とは願いや要求を訴えることができるということである。一方、「福祉」は、生活全般の問題的生活環境の解決を目指すとともに、生活環境を整備するものである。問題の無い生活も国民の権利である。「問題」とは当事者にとって障がいであり、困り事、悩み事である。筆者は、「児童福祉法」の精神を「問題のある児童の生活と成長を保障するとともに、児童の生活と成長にとっての問題を排除することである」と考えている。

教育と福祉の概念が拡大し、重なり合う部分が大きくなってきた。例えば、学習意欲の低下は、教育的にも福祉的にも大きな課題である。原因は、学校の学習内容の陳腐化か、学習意義や目的の喪失か、受験の必要性の低下か、学習の苦痛よりも安易な快適さの氾濫か、学習によらずとも生活が保障されるという錯覚か、学習に精を出しても生活がよくなるない諦めか、枚挙に暇が無い。学習意欲が無くなれば、学力や生活力が低下し、自立した生活が出来ない場合も出てくる。そこで政府は新しい学力観として、過去の知識中心の学力（学んだ力）から、体験や経験から自ら考え、判断し、世界や未来に向けての問題意識、生きる力を重視した学力（学ぶ力）へと重点をシフトした。体験や経験の場こそ地域社会である。これは「放課後子ども教室」の重要な背景である。

また、少子化も大きな問題である。少子化の原因として、出産費用ならびに育児費用の高額化、女性の就労形態の多様化による育児不安、自己実現や趣味の活動に比べて想定される育児による労苦の回避など、これも枚挙に暇が無い。そこで政府は国策として少子化対策を打ち出した。これは「放課後子どもプラン」の重要な背景である。1996年12月19日に「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画（新エンゼルプラン）」が策定された。そこにおいて、放課後児童クラブと学童保育の推進が挙げられている。

1997年6月3日「児童福祉法等の一部改正に関する法律」が成立し、「放課後児童健全育成事業」として法制化された。「放課後児童クラブ」はその児童福祉法<sup>12)</sup>に定められた事業である。さらに急激に進行する少子化現象をふまえ、2003年9月「次世代育成支援対策推進法」が制定さ

れ、地方自治体及び一定規模以上の事業所は子育て支援のための「行動計画」を策定することが義務付けられた。

「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）」は、保護者が労働等により昼間家庭にいない場合、小学校に就学している概ね10歳未満の児童に対し、授業の終了後に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供するものであり、新エンゼルプラン及び「仕事と子育ての両立支援策の方針について」（2001年7月6日閣議決定）に基づき大都市周辺部を中心に整備し、2004年度までに全国で15,000か所とすることとし、これに基づき、2003年度予算において、放課後児童クラブの国庫補助対象を対前年比800か所増の11,600か所とした。

また、放課後児童クラブは現在、児童館、学校の余裕教室、保育所等の多様な場所で地域の実情に応じて実施されているところであり、幼稚園についても、幼稚園における放課後児童健全育成事業の実施について関係者に通知するなどその積極的な活用に努めている。

子どもに対する教育活動と福祉活動は、子どもの成長、幸福を目指す点では共通しているが、所管省庁が縦割的に分かれていた。教育活動は子どもの成長を促進する側面が強いが、福祉活動は子どもの成長を妨げている要因・障がいを取り除く側面が強い。それらを融合する方向で「放課後子どもプラン」は進められている。

「子どもたちに関わる重大事件の続発など、青少年の問題行動の深刻化や地域や家庭の教育力の低下等の緊急的課題に対応し、未来の日本を創る心豊かでたくましい子どもを社会全体で育てため、学校等を活用して、緊急かつ計画的（3ヵ年計画、2004年度4,000校）に子どもたちの居場所（活動拠点）を整備し、地域の大人の教育力を結集して、安全管理員・活動アドバイザーとして配置し、子どもたちの放課後や週末におけるスポーツや文化活動などの様々な体験活動や地域住民との交流活動等を支援する。」<sup>13)</sup>として、全国各地に事業が展開された。

このようにして教育と福祉の融合の場として浮かび上がってきたのが「放課後」であり、「地域の教育力」への期待である。

### 【地域と学校との融合】

小学校は小学校区という地域にある。学齢期の殆どの子どもがその小学校に通う。グラウンドは地域の運動会の会場であったり、災害時の避難場所であったりして、地域住民に親しまれている。「放課後子ども教室」はこのような小学校を地域コミュニティの拠点として地域の教育力を結集できる事業である。学校という施設は当然のことながら教育的な備品等が充実しているので、その施設を地域住民も共同利用するというアイデアである。現在、学校開放事業として、体育館や運動場は地域の登録団体に開放されているが、今後は校舎内の一層の開放が課題である。「放課後子ども教室」はその第一歩とも考えられ、大いに期待される。課題は安全対策と、地域住民と教員との交流である。

学校における教員は教育の専門家である。その身分ならびにその職責は「学校教育法」「教育職員免許法」等で規定されている。学校では教員免許状という資格を有する教師集団を中心に、

極めて計画的効果的に教育活動が営まれている。一方「放課後子ども教室」の指導員は必ずしも教育の専門家ではない。しかし、指導の対象は同じ児童である。従って、「放課後子ども教室」の指導内容は学校の教育課程以外にするか、教育課程を免許取得者と地域住民とが協働で指導するかが望ましいと思われる。しかし直ちに協働は難しい<sup>14)</sup>。

この事業を提唱している文部科学省（もしくは教育委員会）は、教員がするのと同じ効果あるいは成果を期待しているのであろうか。地域のクラブと同様の考えだろうか。例えば、少年野球の監督に資格などは問われない。よほどの理不尽な指導で無い限り、監督の指導理念、指導方法で進められる。あるいは、学習塾と同様の考えだろうか。しかし、放課後子ども教室の参加者から参加料は徴収しないし、会場は原則学校の敷地内である。

学校教育はもちろん「学校」の場を中心として、学校教育法に基づいて営まれる教育活動である。一方、社会教育は、広く地域社会の場において営まれる教育、学習活動である。ちなみに、「社会教育法」の第2条では以下のように規定されている。「この法律で『社会教育』とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。」<sup>15)</sup>学校教育と社会教育とは明確に分けられている。

はたして、「放課後子ども教室」はどのような位置づけになるのだろうか。確かに学校教育ではない。しかし、社会教育でもないように思われる。家庭教育でもない。学校における「放課後」とはどのような位置づけになるのか。放課後、学校にいる児童の管理、監督責任は誰にあるのか。

#### 【教室・活動の成立条件】

「教室」が実際に活動するには様々な条件が必要である。表面的顕在的な条件としては、次の4つが挙げられる。①指導者がいること。②場所の確保が出来ること。③安全サポーターがいること。④参加児童がいること。しかし、これだけでは、活動できない。種々の段取り調整、備品調達、連絡、費用調整など潜在的な条件がある。学校教育の場合、これらには専任の人材を充てることが出来る。

学校と同じ計画性と教育効果を「放課後子ども教室」に求めるのであれば、学校制度と同様の制度を作るか、現在の学校制度を活用するかである。さもないと、無理が生じる。地域の教育は「ゆるやか」でなければ頓挫する。

#### 【コミュニティ・スクール】

コミュニティ・スクール（school council）の概念がある。文部科学省のホームページには次のように出ている。「平成16年9月から、新しい公立学校運営の仕組みとしコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）が導入されました。コミュニティ・スクールは、保護者や地域の皆さんの声を学校運営に直接反映させ、保護者・地域・学校・教育委員会が一体となってより良い学校を作り上げていくことを目指すものです。コミュニティ・スクールの設置については、保護者や地域の皆さんの意向やニーズを踏まえて、学校を設置する教育委員会が決定します。」コミュ

ニティ・スクールの運営主体は学校、教育委員会である。すなわちスクールにコミュニティの意見を反映させるのである。一方、「放課後子ども教室」の運営主体は地域住民である。つまりコミュニティがスクールを運営するのである。

近年、放課後に補習（補充）授業をする学校が増えてきた。校内でクラブ活動をする児童もいる。「放課後」とは正規の授業以外あるいは終わった後の時間と言える。管理、監督責任は、やはり児童が正門を出るまでは学校にあるかもしれない。従って、放課後であれ、地域住民が自由に学校、特に校舎内に入ることに安全上の対策を要求するのは、学校の責任者として当然である。放課後、学校で、地域住民が、児童を指導するというを教育的にはどのように考えればよいのだろうか。効果や安全の責任主体はどこにあるのだろうか。課題は尽きない。

文科省は2008年度から4年計画で、中学校区に「学校支援地域本部（仮称）」を整備する計画である。中学校の教員の残業を減らし、教員が生徒と向き合う時間を増やそうというのが主なねらいである。そのために、総合的な学習の時間などの体験活動、部活動、校内の環境整備、登下校の安全確保などで、地域住民の支援協力体制をつくることである<sup>16)</sup>。「放課後子ども教室」とねらいは違うが、文科省は学校と地域との連携をさらに強めることを目指している。

#### 【新生涯教育】

「社会教育」から「生涯教育」へ、さらに「生涯学習」へと表現の変化が見られる。

ポール・ラングラン（1910—2003）がÉducation permanente（仏語）を教育改革の理念として、ユネスコ主催の第3回世界成人教育推進国際委員会で提唱したのは1965年のことである。これが英訳され出版され<sup>17)</sup>、さらにそれが1976年『生涯教育入門』<sup>18)</sup>として波多野完治によって邦訳され出版された。「生涯教育」の語は英語のLifelong Educationが訳され広まった。

Education・教育は、学習の意味も含めて考えられるが、字義的には、教える側の行為が強調されている。その後、1981年、中央教育審議会答申で「学習は、各人が自発的意思に基づいて行うことを基本とするものであり、必要に応じて、自己に適した手段・方法はこれを自ら選んで、生涯を通じて行うものである。この意味ではこれを生涯学習と呼ぶのがふさわしい」とされ、わが国における「生涯学習」の概念が確立した。改正された教育基本法においても「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」<sup>19)</sup>として、生涯学習社会を強調している。

しかし、筆者は「放課後子ども教室」と「地域の教育力」の視点から「生涯教育」の表現に再度力点を置きたい。すなわち、人はこの世に生を受けた限り、生涯にわたって、自分の受け継いだ知識、文化、技術等を次の世代に伝えていく使命がある。子や孫という家族に対しても、あるいは地域子ども達に対しても、あるいは他の人々に対しても。筆者が「放課後子ども教室」のコーディネーターとして地域の人々に子ども達への指導を依頼すると、消極的な返事が多い。それは日本人的な「遠慮」や「奥ゆかしさ」からかもしれない。もちろん未知の業務に対する不安

からの消極性もあるだろう。日常的な大人の言動から判断して、潜在的に子どもに何かを指導したいと思っている大人は多いし、無意識のうちに指導している。しかし改めて「特定の場」で指導するとなると尻込みしてしまう。それを引き出すのもコーディネーターの仕事と自覚している。地域の子どもの成長に少しでも関わっていこうとする積極性が、地域の教育力の重要な要素である。「人の成長に関わることが自らの成長に繋がり、喜びになる」というのが教育ボランティアの発想である。これを筆者は「新生涯教育」と呼ぶことにする。生涯学習をさらに展開して、「新生涯教育」へと時代の流れを変えて行きたい。「新生涯教育」は決して生涯学習を否定するものではない。むしろ止揚した概念である。「放課後子ども教室」を推進するには、この「新生涯教育」の発想が必要である。この発想が「地域の教育力」を高め、「教育のための社会」を進める重要な要素である。

### 【学びと遊びの融合】

「学び」も「遊び」も共に子どもが成長するのに必要かつ重要な活動である。前者は多少なりとも苦勞を伴う努力を必用とするイメージであるが、後者は楽しさが第一の活動イメージである。「学び」は語源的には「真似る」や「真習う」が考えられるが、本稿では子どもが文化を継承して成長することを中心的概念とする。従って「学び」は子どもの自覚的な向上意欲に支えられている。一方、「遊び」は、ホイジンガが『ホモ・ルーデンス』<sup>20)</sup>で、日本語における「遊び」の表現として挙げているような「緊張の緩み」「娯楽」「時間つぶし」「気晴らし」「遠足」「物見遊山」「浪費」「賭け事」「無為安逸」「怠惰」「無職」などの意味もあるが、本稿では子どもが勉強などの課業から解放されて楽しむ活動を中心概念とする。しかし「遊び」はその活動の体験から成長につながり、「学び」と同じ結果になることもある。文科省と厚労省による「放課後子どもプラン」のウェブサイトには、「学びの場」「体験の場」「交流の場」「遊びの場」「生活の場」が例示されている。

「子どもの居場所づくり」が「放課後子ども教室」の前身の一つである。キーワードの「居場所」とは「安心して寛げる空間あるいは活動拠点」とでも表現すればよかろう。その場所があまりにも苦勞を伴う学びの場になると、居場所ではなくなる。子どもが逃げ出してしまう。子どもに居てもらわなければ、「子どもの居場所」にはならない。その意味で「要場所」と言えるかもしれない。活動の楽しさ、もしくは活動の自発性が保証されなければ、子どもは寄り付かない。しかし、その場所がギャング<sup>21)</sup>の基地になることは避けなければならない。ギャングの基地は閉鎖的である。その意味で「放課後子ども教室」は全児童に開放されていなければならない。

名称として「教室」は混乱を招く。「活動」が良い。英語に訳せばactivityだろう。単独で教室といえば、部屋を思い浮かべてしまう。実際、会場は部屋としての教室を使うことが多いが、内容は活動である。「放課後子ども教室」を英語に訳せばAfterschool Kids Activities in the schoolとなるだろう。端的に「放課後子ども活動」とするのが適切であると思われるが、今は通例に従う。



学校教育におけるカリキュラムは、どのような範囲（スコープ）の学習内容を、どのような順序（シーケンス）で学習・指導するかを計画したものである。大枠は『学習指導要領』によって規定されている。「放課後子ども教室」を開催するには、一応カリキュラムを作成しなければならない。しかし「放課後」という子どもの自由な時間をどこまで計画するか、計画してよいか問題である。関係者の間でも意見が分かれるところである。「放課後子ども教室」には『学習指導要領』に当たるものが無いし、指導方法、ノウハウの蓄積も無い。しかし、指導内容、指導員、安全サポーター、会場、時間、さらには備品や費用を調整しなければならない。何より子ども達の参加が無ければ成り立たない。しかも「放課後子ども教室」への参加・不参加は子どもの自由である。従って、参加を促すには子どもの興味、関心を喚起しなければならない。子どもの興味関心を維持しつつ、成長につながる学習を指導するのである。筆者はデューイ<sup>22)</sup>などの主張する児童中心主義教育（Childcentered Education）を連想するし、近くは平成14年度から実施されている「総合的な学習の時間」を連想する。

筆者は「放課後子ども教室」を「地域主導の総合学習」のイメージで捉えている。従って地域住民の中からコーディネーターを出す必要がある。問題は前例の無いこの事業のカリキュラムを地域住民がつくることの難しさである。学校管理者は指導の充実と安全の確保を求めるのは当然である。しかし学校のように充実した専任、専門の人材が豊富ではない。そこで求められてくるのが退職教員、教員免許保持者、教職課程の学生である。それも直ちに集められるわけではない。指導員を地域住民から出すとすれば、指導員の確保を最優先せざるを得ない。子どもの興味内容をアンケートしても、それに見合う指導員の確保は難しい。

## すくすくキッズテン

### 【経緯】

筆者は京都府の長岡京市立長岡第十小学校（以後、「長十小」と記す）の校区に在住している。時系列で長十小の「放課後子ども教室」の主な活動を挙げて、体験的に論じる。

- ◇2007年5月17日、小学校区の実情を知っている小学校に長岡京市教育委員会が選任を依頼したのを受けて、筆者が「放課後子ども教室」のコーディネーターを長十小から依頼された。本務である大学の業務等により本事業に関わる時間的な制約のあることと理解を得た上で、自分の専門領域である教育学に近いのと、地域の教育力向上を願う気持ちとから、引き受けた。しかし、時間の制約と未知の事業の煩雑は当然予想された。庶務、会計を担当する役員がいてはじめて可能である。幸い学校の協力を得て、役員を得ることが出来た。
- ◇5月30日、長十小で、長十小校区青少年健全育成推進協議会総会が開催され、その席で筆者がコーディネーターとして紹介された。この協議会には長十小校区の殆どの団体が参加している。その後、学校関係者とも相談し、長十小校区の関係諸団体の長を中心に運営委員会を構想した。

◇6月28日、児童を通じて児童（保護者）へのアンケート配布と、自治会を通じて校区住民への協力要請のパンフレットを回覧した。協力要請によっては指導員3名の申し出があった。アンケート(図1)<sup>23)</sup>は集計してグラフ化し、後日公表した。

図1

児童のみなさんへ  
 長岡第十小学校校長 小山 悦二  
 コーディネーター 西村日出男

平成19年6月

放課後子ども教室アンケート

「広範囲がおきょう」(4月15日号)に掲載されていた放課後子ども教室が、長十小校区では9月から「すくすくキッズテン(仮称)」として始まります。スポーツや文化的な活動などを、放課後や土曜日に実施します。どんな活動に参加したいか、アンケートに答えて下さい。参加したいもの前の□の中に、○を書いて下さい。いくつでもかまいません。

【日常の学習を支える】  
予習・復習 補習 調べ学習

【専攻的学習を支える】  
科学遊び 自然観察 歴史や文化財研究 そろばん  
パソコン

【チャレンジを促す】  
漢字検定の受検 英会話 計算力向上トレーニング  
作品応募

【本への楽しみを促す】  
図書館案内 読書の場の提供 読み聞かせ

【スポーツ・文化活動】  
スポーツ体験 絵画 ものづくり 伝承遊び  
劇鑑 料理 百人一首 川柳 園遊会

【その他】(自分で書いて下さい)


◇7月18日、長十小で、第1回「放課後子ども教室」全体会を開催した。出席依頼27名中26名の参加であった。名称「すくすくキッズテン」、役員等を含む規約を発表し、承認された。実質的には発会式である。

◇8月31日、長十小で、「指導員・安全サポーターの打ち合わせ会」を開催した。書類の書き方、教室の割り振り等、事務的な打ち合わせ作業をした。未知のこの事業では、細かな考えの相違や書類の煩雑さなどの克服が課題である。しかしこれは事業の草創における不可避な問題である。

◇9月3日、学校長の配慮により、始業式後の全校集会で「すくすくキッズテン」の各教室がアピールをした。「京都新聞」の取材もあり、翌日掲載された。(図2)<sup>24)</sup>アピールの印象が児童に鮮明なその日に、参加申し込み書が配布された。

図2

◇9月12日、9月の参加申し込みを締め切り、集計した。

(バレエ39) (ペタンク42)  
 合計81名 (9月15日分)  
 (英語49) (囲碁22) (百人一首26)  
 合計97名 (9月29日分)

◇9月15日(土)、長十小で、第1回「すくすくキッズテン」を実施した(表1)。申込者の殆どが参加した。グラウンドでのペタンクは、全学年に亘る児童を3人で指導することの難しさが明らかになった。教室内でのバレエは、指導員もサポーターも経験者で、目もよく行き届いた。

◇9月29日(土)、長十小で、第2回「すくすくキッズテン」を実施した(表1)。

◇10月15日(月)、長十小で、「指導者・サポーター



協議会」を開催した。出席依頼45名中38名の出席であった。地域行事に対する会議の持ち方は難しい。関係者各人にとって出席は、「業務」ではないので強制できない。参加者にはそれぞれの事情がある。会社の役員会議や学校の職員会議とは違う。筆者は「業務」を「契約に基づいて義務として行う仕事」と考えている。確かに、指導員と安全サポーターは契約関係ではあるが、緩やかな契約である。厳密な契約であれば、引き受ける者がいなくなる。当該出席予定者の意識、自覚に訴えるには、会議の内容を伝えることと、会議の日程を早く知らせることである。筆者は、意見交換の場（会議）は出来るだけ多くの関係者によって共有されることが望ましいと考えている。しかし、少人数による会議の活性化を優先させる考えもある。その調整が難しい。地域の会議は業務命令的には進められないが、時間短縮は求められる。

◇10月20日(土)、長十小で、第3回「すくすくキッズテン」を実施した(表1)<sup>25)</sup>。英語は指導者が2人登録していることと、児童の発達段階を考慮して、2つに分けた。発達段階の考慮と異年齢交流の考慮との調整が課題である。指導者が1人であれば、開催日によって分ける工夫が考えられる。技能的な内容の活動は上達の度合いを考慮する必要もある。

表1

日程 活動	参加者数		
	第1回 9月15日	第2回 9月29日	第3回 10月20日
科学遊び			51
バレエ	37		28
囲碁		21	14
ベタンク	41		23
英語1		45	21
英語2			23
百人一首		21	9
合計	78	87	(169)

【コーディネーター】

長岡京市教育委員会が作成したパンフレット「『すくすく教室』校区コーディネーターのしおり」<sup>26)</sup>には、仕事の内容を概ね次のように大別している。どれ一つをとっても容易ではないが、その一部を体験的に考察する。

- ①子ども教室の企画…学習ニーズの把握、学校との調整、プログラムの策定、人の配置など
- ②子ども教室の周知…行事予定表や案内の作成、家庭や関係機関への周知など
- ③子ども教室の開催…学校、学習アドバイザー、安全管理員との連絡調整など
- ④事務的な処理…経費の執行、謝礼の支払い、記録や報告書の作成など

(指導員の選任)

指導員研修の場が無いのは不思議である。ゆくゆくは設けられるのであろう。京都府の2007年度「京のまなび教室推進事業について」のサイトでは、府直接実施事業として「コーディネーター研修、安全管理員・学習アドバイザー研修の実施」をうたっている。

学校教育においては、教職課程という研修を受け、資格を取得した者の中から採用された教員が、児童の教育を担当することになっている。近年、教員は特に高い資質が求められている。一方、同じ対象である児童を、ボランティアとは言え、無研修、無資格の指導員が担当するのである。しかし、「研修、資格、資質」を指導員に求めると、指導員のなり手が無くなる。これを解消する方法の一つは教員と住民の協力であるが、これは教員の負担が増えることになる。この点はこの活動の大きなディレンマの一つである。

指導員は「人の配置」として、校区コーディネーターが選任することにはなっているようであるが、研修会を開催したり、資格授与の権限は無い。ただ、指導員としてふさわしいと思われる人物を選任する役割を負っているだけである。指導員の積極的な応募を待っているのは子どものニーズに応えられない。従って、コーディネーターによる依頼が不可欠である。筆者はコーディネーターとして、「すすくキッズテン」指導者を選任、依頼する時に、次の3点を考慮している。

一つ目は「特技」である。「何か」を指導するのであるから、その「何か特技」のある人である。しかし、プロを養成するわけではないので、小学生と共に活動できる程度の特技を有していることで十分である。大概の大人は何らかの特技を持っている。

二つ目は「意欲」である。子どもが好きであること、子どもの成長を願っていること。地域社会は自分達で作ろうという「社会力」<sup>27)</sup>あるいはボランティア精神を有していることが必要である。地域の子供達を地域の人々で支え、育成することに積極的な意欲と行動力のある人である。改正「教育基本法」においても「公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。」<sup>28)</sup>とある。

三つ目は「親和」である。子どもとの関係をうまく作ることである。社会学で言う「相互行為(interaction)」の形成である。簡単に言えば子どもから好かれることである。カウンセリングなどで言うラポール(rapport)である。これは教職課程では主に心理学領域の科目を通して指導される。教員の場合は学校教育制度が後押ししてくれるから、毅然として多少厳しく指導しても教育活動は成り立つ。つまり、学校教育には顕在的、潜在的なカリキュラムがあり、それらが子どもや親に対する説得力を持っていて、教育力を発揮している。一方、「放課後子ども教室」の指導員はその研修は受けていない。指導員から子どもの心が離れたらその活動は続かない。

筆者は、以上の3点を考慮しながら、これまでの校区での地域活動の経験を通して、指導員を選任、依頼してきた。なお、指導員が指導方法も修得していればなお一層良いが、方法を洗練させるのはプロフェッショナルである。教員はプロフェッショナルとして指導方法、指導技術を修得しており、一層向上させることが求められる。方法とは指導内容と子どもの習得、会得、体得とを結ぶ媒体である。学校管理者はこれを指導員に求めがちであるが、それは期待過剰である。

#### (安全サポーターの選任)

安全サポーターは、校区コーディネーターが、実施する活動ごとに選任することになっている。しかし、依頼に際し、地域に十分周知されていない「放課後子ども教室・すすくキッズテン」という活動と、仕事の内容を理解してもらうことは大変に難しい。謝金と拘束との関係もある。筆者が依頼すると、「行けたら行くけど、決められると困る」との返事が多い。謝金と人員配置の関係から、各活動の指導者とサポーターを確定しなければ計画が立てられない。しかもその計画は数ヶ月先まで決めなければ、準備が出来ない。サポーターはよほどの理解が無ければ数ヶ月先までの拘束は苦痛であろう。従って、サポーターは複数配置して、融通を利かせることを条件に選任、依頼している。しかしその「融通」が経理を難しくする。

安全サポーターの仕事は、活動において、見守り、事故への対応、下校指導等を行うことになっている。「等」が問題である。活動によっては助手的役割、参加不参加の確認、ポスターや日報などの書類作成、備品や資料の準備など多様である。また、名称にある「安全」の内容とその確保が明確ではない。安全な子どもの居場所づくりはこの事業の由来の一つである。近年、子どもが被害を受ける事件が多発している。その度に安全対策と責任の所在が問われる。一方で過保護の意見も根強い。「放課後子ども教室」においては、子どもの安全に対する親あるいは家族の役割と責任の自覚が重要である。徹して子どもの安全・安心を求めるのであれば、親が登下校に随伴すべきであろう。「安全・安心」の問題は「放課後」に対する考えを、コーディネーター（指導員、サポーターを含む）、学校管理者、保護者が共有する必要がある。「放課後」の子どもの活動は誰がどの程度責任を負うのかが今後の大きな課題である。あまり安全管理をすると、当の子どもに息苦しさを感じさせ、子どもの野生（自然性）を萎縮させてしまう。安全と安心は相即不離の関係であるが同じではない。

#### （種々の調整）

コーディネーター（coordinator）とは「調整役」である。coordinate「調整」とは「同等、同格であるが、無秩序でまとまりのない物や事を、秩序立てることである」と言える。「放課後子ども教室」の場合、複数の活動（教室）において、会場、時間、人員、備品、費用などを配置、配分し、可能な限り活動出来るようにすることである。例えば、会場は学校であるので、学校行事に配慮しなければならない。時間は放課後もしくは土曜日であるので、指導者、安全サポーターの都合を配慮しなければならない。などである。

関係者はボランティアである。ボランティアの調整は難しい。指導員、安全サポーターは有償ボランティアである。ボランティア（Volunteer）とは、ラテン語のVoluntas（＝自由意志）を語源にしている。筆者はボランティアに4つの条件を想定している。「自発性」「公共性」「協調性」「非営利性」である。これを心理学の用語を使うと「向社会的行動（prosocial behavior）」とも言える。これを門脇厚司は次のように表現している。「向社会的行動とは自分の持っているお金や時間や労力などの資源（resource）を、何ら見返りの報酬を期待せずに、他の誰かの利益のために自発的に使う行動のことである。」<sup>29)</sup>

「放課後子ども教室」の活動場所は学校である。そのことが利点であると同時に調整を難しくしている。学校施設は教育用の設備が整った施設である。従来、この施設は学校教育専用であった。近年、学校開放の考えから、地域住民が使えるようになってきた。長岡第十小学校の施設は、敷地内に、校舎、体育館、プール、運動場の他、中庭、畑、バラ園、学童保育の施設、駐車場などがある。しかし、授業で使用していなければ何でも使用できるわけではない。教員は授業の段取りや学校行事の準備などのため、用具、施設、設備を使うつもりで予定を立てていることもある。それらが住民によって使われると予定が狂ってしまう。その調整が必要である。

各学校には教育方針がある。それがその学校のルールであり、モラルである。それが全教員全

児童に行き亘っているかどうかは、教員や児童の態度だけでなく、掲示物、用具の整理整頓などから醸し出される学校の雰囲気が示すことになる。雰囲気はまた学校生活を通して教員と児童との間の情緒的な関係、特に愛情と信頼の関係において成立するものでもある。ボルノーはそれを一層深く「教育的雰囲気」(Die Pädagogische Atmosphäre)<sup>30)</sup>として論じている。それは潜在的カリキュラムとして学校の教育力を支えることにもなる。しかし、そこで地域住民が「放課後子ども教室」の活動をすると、学校のルール、モラル、雰囲気を乱しかねない。地域住民にとって雰囲気を把握するのは容易ではない。その雰囲気を比較的感受しているのはPTAの役員であろう。コーディネーターとしての筆者自身も集団登下校の体制、挨拶などのルールや雰囲気を把握できていなかった。10月15日の「指導員・安全サポーター協議会」で、児童には指導員と安全サポーターを「せんせい」と呼ばせることになった。児童が教員を「せんせい」と呼ぶ背景と、「すすくキッズテン」の指導員・安全サポーターを「せいせい」と呼ぶ背景とは異なる。それを調整するのもコーディネーターの役目かもしれない。

## おわりに

「放課後子ども教室」は緒についたばかりの活動であるが、非常に多くの課題が見えてきた。筆者はこれが教育改革の起爆剤になると考えているが、爆破を間違えると大きな被害を与えることになる。また、線香花火にしてしまえば改革の推進力にならない。

教育基本法が改正され、以前にも増して家庭、学校、地域の連携が重視されるようになった<sup>31)</sup>。筆者は、この「放課後子ども教室」の事業が、親、教師、行政はもちろん、地域住民、企業など全ての人々が、子どもの健全な育成、成長を考え、教育の大切さに向けて大きく連携することができる契機であると考えている。「教育のための社会」実現に向けて大きく前進するものと期待している。

1998年告示の「学習指導要領」に「総合的な学習の時間」が盛り込まれた<sup>32)</sup>。これは経験カリキュラム的要素が強い。日常的な教育活動では教師の「教え」によって児童の「学び」が導かれることが多い。しかし「総合的な学習の時間」は、児童の「学び」が教師の「教え」に優先する活動である。子どもの生活経験からの興味や学ぶ意欲に応じて、学びや活動の場を提供することを前提としている。キーワードは「生きる力」、「自学」、「学際」、「体験」、「地域」、「異年齢」などが挙げられる。しかし、指導方法の未発達に加えて、評価方法や学力観の混乱もある。

「放課後子ども教室」は、学校のカリキュラムと違って、子ども達の希望や指導員の希望に合わせて臨機応変にカリキュラムを組むことになる。専門家としての教師の間でも戸惑いのある総合学習であるが、専門家ではないボランティアの地域住民が総合学習的カリキュラムを実施するのである。前途は多難である。折りから「学習指導要領」の改訂作業が進む中、「総合的な学習

の時間」の時間数を削減することが提案された<sup>33)</sup>。従って、子ども達に「楽しい学習」を実感させるため、ますます地域における総合学習としての「放課後子ども教室」を充実させ、活動を展開する必用が出てきた。また、「教育のための社会」を実現するための教育改革に向けても、この事業の一層の充実、展開が望まれる。

## 注

- 1) 「教育基本法」2006年、法律第120号、第1条
- 2) Thurman, Robert A. F. 1941年NY生まれ。コロンビア大学教授。インド/チベット仏教研究。米国人初のチベット仏教僧の資格者。
- 3) アメリカ S G I (アメリカ創価学会インタナショナル) 機関紙, 1995.1
- 4) S G I 会長、1928年生まれ。
- 5) 「教育提言『教育のための社会』目指して21世紀と教育一私の所感」2000.9.29
- 6) 2000年教育改革国民会議委員、2001年文部科学省独立行政法人評価委員会委員長、「日本教育新聞」(2001.7.27)
- 7) 「勉強」は中国語では「無理をする、強いる」を意味し、その意味が日本語の「勉強」の語感に生きていて、苦痛を感じさせているように思われる。
- 8) 2006年5月9日に文部科学省、厚生労働省によってプレス発表され、2007年度より実施。
- 9) 長岡京市は「放課後子ども教室」の愛称を「すくすく教室」としている。
- 10) 長岡京市の「すくすく」を冠した。「キッズテン」とは「長岡第十小学校区の子どもたち」を意味している。
- 11) 第1は1872年の「学制」を中心とした教育改革。第2は1947年の「教育基本法」を中心とした教育改革。第3は1977年の「ゆとり教育」を中心とした教育改革。
- 12) 児童福祉法第6条の2第2項
- 13) 2004年度～2006年度緊急3ヵ年計画「子どもの居場所づくり新プラン・地域子ども教室推進事業」
- 14) 和歌山市では2005年度から「土曜教室」を実施している。2007年度は52小学校のうち33校が実施。指導、運営は非常勤講師とボランティアである。
- 15) 最終改正：2007年6月27日法律第96号
- 16) 2008年度概算要求に文科省は「社会総がかりで教育再生」に433億円を計上し、そのうち100億円を「学校支援地域本部（仮称）設置」に充てている。ちなみに「放課後子ども教室」には99億円、「放課後児童健全育成事業」（厚労省）には188億円を計上している。
- 17) Paul Lengrand "An Introduction to Lifelong Education", Croom Helm London, the Unesco Press Paris, 1975
- 18) ポール・ラングラン『生涯教育入門』波多野完治訳、全日本社会教育連合会、1976
- 19) 前掲「教育基本法」第3条
- 20) Johan Huizinga, 1872-1945. 1938年オランダ語で発行。高橋英夫訳、中央公論社、1973年、p.85
- 21) 10歳頃のギャングエイジの子ども達
- 22) John Dewey, 1859-1952
- 23) アンケートの項目は長岡京市が広報チラシとして作成した「学校施設を利用して『放課後子ども教室』を開きます」を基にした。表3、表4は集計結果である。低学年は保護者が書いているものもある。
- 24) 「京都新聞」洛西ワイド、2007.9.5
- 25) 第3回は前半と後半に分けたので、両方の活動に参加した児童も多い。

## 地域主導の総合学習

- 26) 2 ページ (A4) にわたって①②③④の項目が解説され、企画例が示されている。他に「学習指導員のしおり」「安全サポーターのしおり」もある。
- 27) 「社会形成力」とも言える。『子どもの社会力』(門脇厚司、岩波新書、1999)
- 28) 第2条
- 29) 前掲『子どもの社会力』p.64
- 30) 日本語訳では『教育を支えるもの』の書名で出版された。O.F.ボルノウ著、森昭、岡田渥美訳、黎明書房、1969
- 31) 「学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。」第13条
- 32) 同時に改正された「学校教育法施行規則」で総合的な学習の時間数は、小学校3,4年が105時間、5,6年が110時間となっている。週3時間以上である。
- 33) 中央教育審議会初等中等教育分科会の「教育課程部会におけるこれまでの審議のまとめ」が2007年11月7日に発表された。その中で「総合的な学習の時間」の三分の一程度の削減が明示された。



地域主導の総合学習

表 3

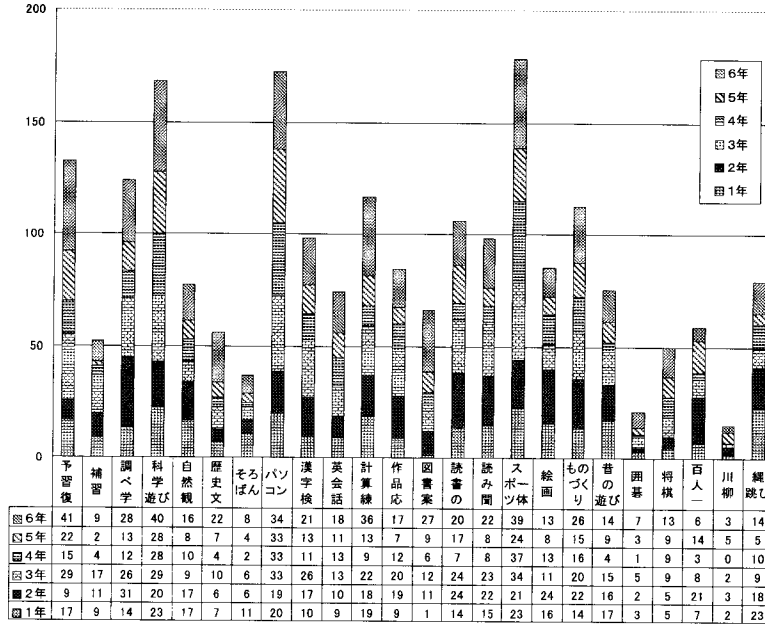


表 4

その他(やってみたいこと)

種目	学年	①	②	③	④	⑤	⑥	計	種目	学年	①	②	③	④	⑤	⑥	計
サッカー		4	5	3		2	2	16	映画鑑賞		1						1
野球		2	5	3	1	4	1	16	友だちと遊ぶ		1						1
水泳			12	1		1	2	16	粘土細工		1						1
トッチボール		4	1				3	8	乗馬		1						1
料理		1	2	1			4	8	お芝居作り		1						1
跳び箱		2	3			2		7	編み物		1						1
バドミントン		1		1	3	1		6	ボランティア活動		1						1
バスケットボール					1	4	1	6	異文化交流		1						1
一輪車		3	2			1		6	鬼ごっこ		1						1
ロボット作り			4					4	ベルマークボランティア			1					1
アーチェリー						4		4	自転車の練習			1					1
ゴルフ						4		4	学校の先生			1					1
鉄棒		1	2					3	魚釣り			1					1
トランポリン		1	1			1		3	体操			1					1
ダンス			2			1		3	動物研究				1				1
歴史の勉強			1	1			1	3	いろはかるた				1				1
バトントワリング		2						2	グループで学習					1			1
折り紙		1			1			2	リム転がし						1		1
御菓子作り		2						2	テニス						1		1
ピアノ演奏		1				1		2	インターネット						1		1
キャッチボール		1	1					2	竹馬						1		1
バレーボール		1			1			2	裁縫						1		1
卓球				1		1		2	マット運動						1		1
手芸						2		2	ボクシング						1		1
ディスクゴルフ						2		2	木琴						1		1
オセロ						2		2	トランペット						1		1
チェス						2		2	リコーダー						1		1
ボーリング						2		2	トロンボーン						1		1
茶の湯						2		2	ドラム						1		1
顕微鏡を使う						2		2	楽譜の勉強						1		1
竹馬		1						1	養中の問題						1		1
体育		1						1	歌う						1		1
ままごと		1						1	楽器						1		1
学校あそび		1						1	音楽						1	1	
うんてい		1						1	スキー							1	1
昇り棒		1						1	スノーボード							1	1
スイカ割り		1						1	遊園地へ行く							1	1
クリスマス会		1						1	木工							1	1
焼き芋		1						1	水生虫の育成							1	1
									数字の記憶							1	1